平成２５年（フ）第２号
秋田県大仙市太田町国見字庚申塚47番地１
債務者　戸澤　弘恵
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
秋田地方裁判所大曲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５号
秋田県湯沢市字山谷233番地２
債務者　須田　亮子
１　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第６号
秋田県横手市八幡字上鶴田132番地５　パステル拾壱番館201
債務者　阿部　純子（旧姓斉藤）
１　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２４号
北海道茅部郡森町字砂原西３丁目182番地
佐藤ハナ方
債務者　佐藤　トシ
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５４３号
静岡県周智郡森町中川1336番地の11、破産申立て時の住所静岡県磐田市平松409番地８
債務者　石川　恭一
１　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2457番地12
債務者　寺田　健二
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６３号
埼玉県志木市柏町５丁目11番20―101号
債務者　庄司　素子
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字林清池６番地
オズモール１Ｂ号
債務者　永次　保子
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７１１号
さいたま市見沼区大字東宮下705番地４
債務者　斎藤　友章
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４２号
さいたま市大宮区桜木町２丁目440番地　プラザ桜木201
債務者　安部　清隆
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
さいたま市岩槻区加倉４丁目７番２―101号
債務者　福士　昭夫
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
埼玉県川口市中青木４丁目６番10―1101号
ルネサンス
債務者　小野　輝剛
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
さいたま市桜区栄和２丁目６番20号　ディアス栄和203号室
債務者　安川　哲也
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
埼玉県草加市瀬崎３丁目33番１―301号
債務者　内田　佳子（旧姓板澤）
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
埼玉県三郷市早稲田１丁目23番地11　ハイツサミット102号、旧住所埼玉県三郷市茂田井388番地１
債務者　高瀬　弘子
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目16番８号
債務者　小暮　明美
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
埼玉県越谷市東越谷４丁目29番地15　ＤＲＥＡＭ　ＥＡＳＴ　Ｂ棟0103、旧住所埼玉県越谷市大字増林6097番地１　ドルークＡ201
債務者　永沢　仁美
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係